

空き家活用応援制度(建築家との協働による空き家活用促進補助)

令和8年度 募集案内

目的 Purpose



適切に管理されていない空き家が、防犯や防災、景観等、様々な面で全国的に課題となっており、空き家は今後も増加していくと言われています。

このような状況の中、神戸市では、これらが適切に管理されず、周囲に悪影響を及ぼすことなどを未然に防ぐため、「使える空き家等は売却や賃貸、地域利用などの活用を促す」ことを基本に、対策に取り組んでいます。

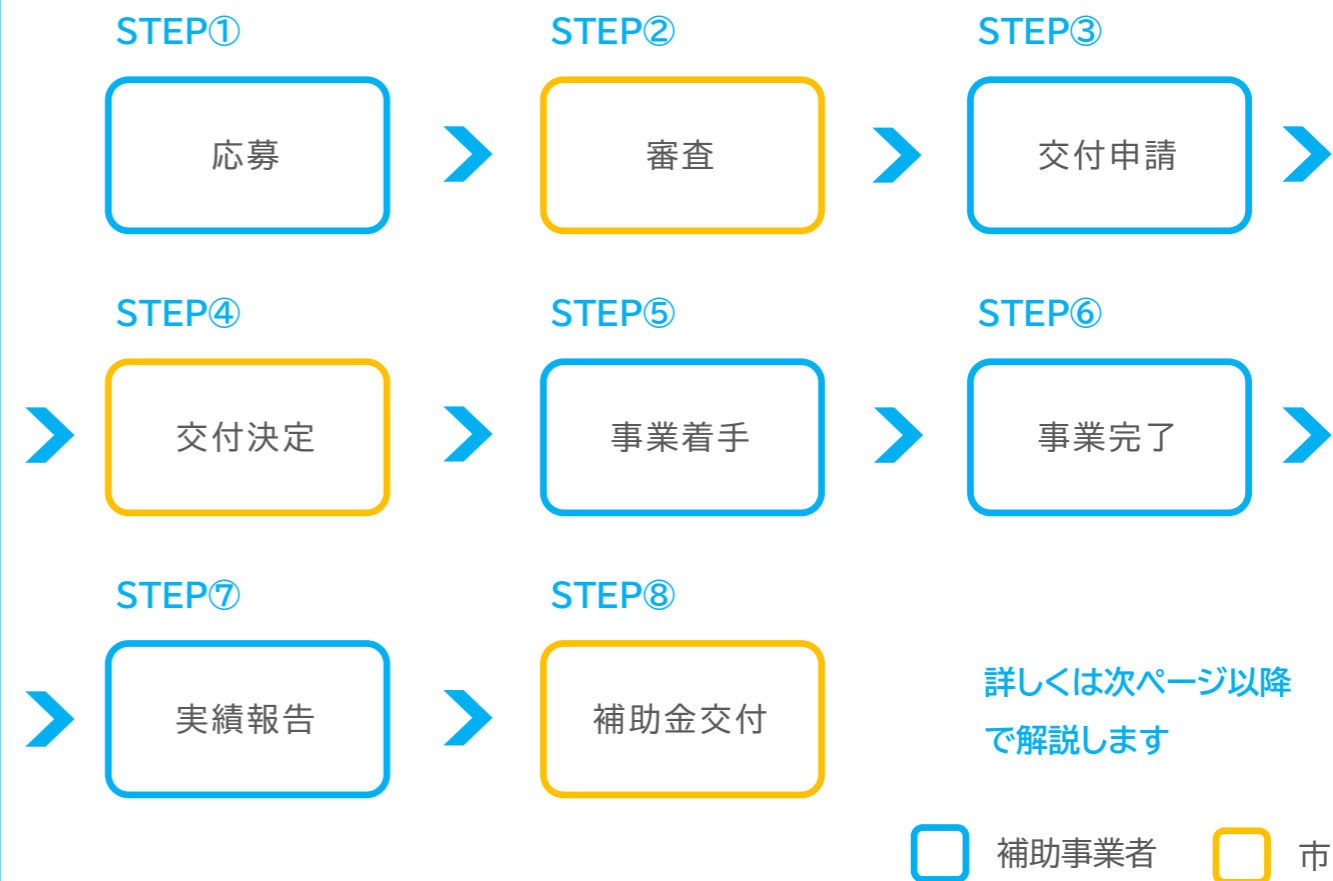
その一環として、空き家がその個性を活かしながら、意匠にも配慮された魅力ある建物に再生・活用される事例が集積し、にぎわいが生まれ、まちの魅力が向上するといった循環を生み出すことで、空き家活用の機運を高めていきたいと考えています。

そこで、建築の専門家としての知識・経験を活かして、単なる補修・修繕にとどまらず、ライフスタイルや地域コミュニティまでデザインできる「建築家」が、空き家の活用に積極的に関わることで、空き家がより魅力的に再生・活用されることに期待し、建築家と協働して空き家を改修し、地域の活性化など、社会貢献のために活用する事業を募集します。

概要 Overview

空き家の所有者等が、建築家と協働し空き家を魅力的に再生し、地域利用などの社会貢献に取り組む場合に、その改修費や設計、調査などに要する費用の一部(上限500万)を補助します。

補助金受取までの流れ Flow



対象者／対象空き家 Target

申請(応募)できる人

- 改修する空き家の所有者または借主

予定でもOK

対象にできる物件

- 神戸市内に存する空き家で、かつ1棟の建築物または長屋の1住戸であり(右図参考)、その全体が使われていないもの

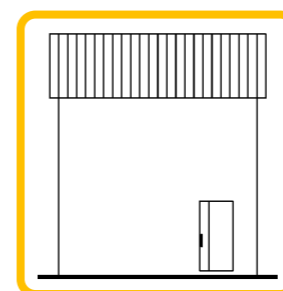
注意点 Notes



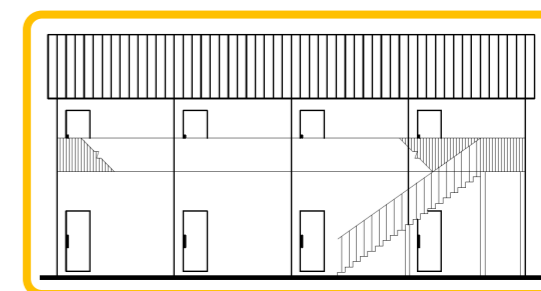
- 土砂災害特別警戒区域(通称レッドゾーン)にある物件ではないこと。
- 国または地方公共団体が所有している、もしくは過去1年以内に所有していた物件ではないこと。
- 過去に、神戸市の空き家改修費の補助金を受けていないこと。
- 令和4年度以降に受ける「空き家地域利用応援制度」の補助との本申請を併用していないこと。
- 「住宅地における店舗等立地支援事業」の補助金を過去に受けていない、また本補助金申請と併用していないこと。
- 申請者が神戸市税の滞納がないこと。
- 暴力団員との関与していないこと。

対象にできる物件 Target

1棟の建築物



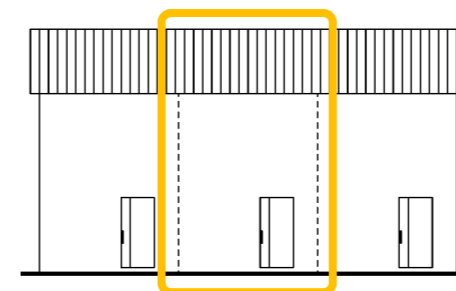
1棟の戸建住宅



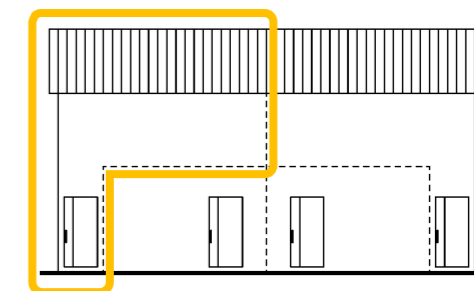
1棟の共同住宅

※共同住宅は、すべての住戸が空き家であれば対象になります。

長屋の1住戸



長屋の1住戸(連棟)



長屋の1住戸(重層)

対象物件の一部を社会貢献のために活用する場合も補助対象です

例えば



2階は居住に利用



1階で社会貢献活動

※ただし、1棟すべてを社会貢献のために活用する場合と比べ、審査会での採点が低くなる可能性があります。

要件 Requirement

- 空き家を改修し、空き家の全体または一部を社会貢献活動のために2年以上継続して活用してください。
次頁参照
- 一級建築士、二級建築士または木造建築士が改修設計を行い、デザイン性に配慮した魅力ある建物として再生してください。
- 建築基準法、都市計画法、その他関係法令を遵守してください。
- この補助金の対象とする事業に対して、国または地方公共団体からの補助金を併用することはできません。
(兵庫県による補助事業「古民家再生促進支援事業改修工事費補助」を除く。)
- 改修後の建物やそこで行われる活動について、神戸市の空き家の活用事例として発信するため、取材や視察等にご対応いただきます。
- 空き家を改修すること、活用の方法、神戸市への広報の協力について、事前に空き家の所有者全員の承諾を得てください。
- 空き家での活動が周辺に影響を与えると思われる場合は、事前に地域住民等に説明し、理解を得ながらその活動を進めてください。



「社会貢献活動」とはなんですか？ Q&A



次のような活動に取り組むことをいいます。

- ex. ● 地域のコミュニティ活性化を図る活動
- 学術・文化・芸術・スポーツの振興を図る活動
 - こどもの健全な育成や社会教育を推進する活動
 - 起業や出店等による、賑わい創出・経済活性化を図る活動
- その他「社会貢献活動」にあたる幅広い活動が対象となります。

注意点 Notes

- 改修後の建物について、補助事業完了後10年以内(耐用年数が10年未満のもはその耐用年数※)に、神戸市の事前承認なく、目的以外の利用、譲渡・交換・貸付、担保提供、及び解体を行ってははいけません。市の承認なく行った場合は、補助金を返還いただく場合があります ※「減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づく年数」によります
- 建築士法では、建築物を新築する場合に、その規模や構造に応じて、設計等を行うことのできる資格(一級建築士、二級建築士、木造建築士)が定められています。今回の空き家の活用にあたっては、対象空き家と同じ規模・構造の新築設計ができる建築士が改修設計を行ってください。
(例)一定規模以上の鉄骨造の空き家を改修する場合
⇒木造建築士ではなく、一級もしくは二級建築士の方が設計してください。

対象にできる経費

Subsidized costs

空き家の改修に必要な経費のうち、以下のいずれかに該当するものが補助金の対象となります。

- 空き家の取得または賃借に要する仲介手数料、所有権移転登記費用等
- 家財の整理・処分に要する費用
- 改修のために必要な調査及び診断費用
↳ (例)既存住宅状況調査、建築基準法適合状況調査、耐震診断 等
- 改修設計費用
- 改修工事費用
- 工事監理費用

その他の費用で、市が認めるものは対象となる場合があります。

補助金の額

Subsidy amount



補助金の額は、

- ① 補助対象経費(補助金の対象とする経費)の合計の1/2
- ② 改修工事に要する経費
- ③ 500万円(上限額)

のうち、もっとも低い額とします。

補助金額の計算例

Calculation example

Case01.補助対象経費の合計:1,000万円(うち改修工事費:700万円)のとき

補助対象経費の合計の1/2 : 1,000万円×1/2=500万円…①
改修工事に要する経費 : 700万円…②
上限額 : 500万円…③
500万(①)=500万円(③)<700万円(②) ∴補助金額は500万円

Case02.補助対象経費の合計:1,000万円(うち改修工事費:300万円)のとき

補助対象経費の合計の1/2 : 1,000万円×1/2=500万円…①
改修工事に要する経費 : 300万円…②
上限額 : 500万円…③
300万(②)<500万円(①)=500万円(③) ∴補助金額は300万円

注意点

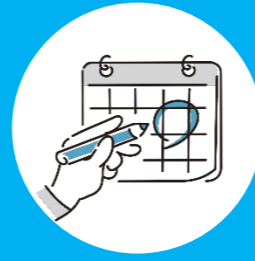
Notes

- 交付申請より前に着手しているものは、補助金の対象に含められません。
必ず交付決定を受けてから補助事業に着手(契約を含みます)してください。
- 家具や家電その他容易に移動できる備品の購入・設置は除きます。



応募等のスケジュール

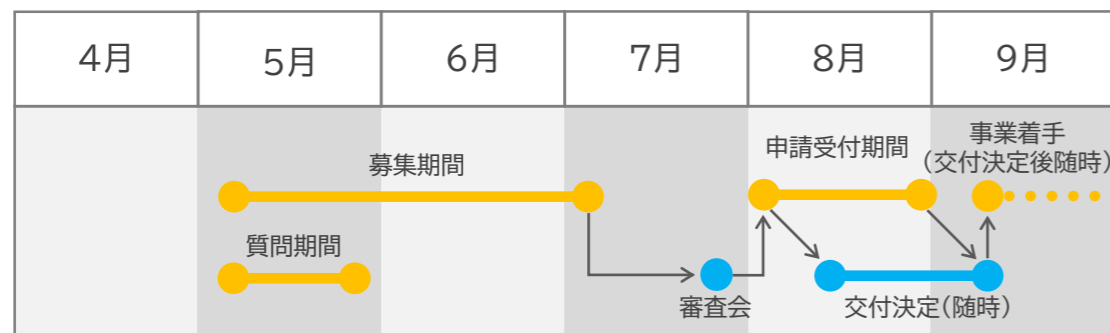
Schedule



応募から交付申請までは、以下のようなスケジュールです。

- 募集開始 2026年5月11日(月曜日)
- 質問期限 2026年5月25日(月曜日)
- 質問に対する回答 2026年6月3日(水曜日)
- 応募期限 2026年7月2日(木曜日)
- 選定審査会(※) 2026年7月29日(水曜日)
- 選定結果の通知 2026年8月上旬(予定)
- 交付申請の受付 選定結果の通知以降、随時
- 交付申請期限 2026年8月31日(月曜日)

※審査会において、事業内容のヒアリングを行いますので出席をお願いします。応募者多数の場合は、ヒアリングの対象を限定することもあります。



応募／質問

Entry／Questions



応募

- 受付期間 2026年5月11日(月曜日)～7月2日(木曜日)
- 提出書類
 - 事業計画書(様式第1号の2)(スケッチ等を含む)
 - 空き家の所在がわかる位置図
 - 現況の平面図
 - 現況の写真(外観および内部) 内部は、各部屋の様子が分かる写真を添付してください
 - 市街化調整区域の場合は、
都市局都市計画課、経済観光局農政計画課への相談記録
- 提出先 神戸市 建築住宅局 政策課 空家空地活用担当
- 提出方法 akiyaakichi@city.kobe.lg.jp
宛にEメールで提出してください。



質問

- 受付期間 2026年5月11日(月曜日)～5月25日(月曜日)
- 提出書類
 - 質問書(様式は自由です) 回答は6/3にメールでお返します
- 提出先 神戸市 建築住宅局 政策課 空家空地活用担当
- 提出方法 akiyaakichi@city.kobe.lg.jp
宛にEメールで提出してください。



応募書類(事業計画書)の記入例

Sample

様式第1号の2

事業計画書

令和 8 年 5 月 11 日

神戸市長 宛

応募者	住所	兵庫県神戸市中央区加納町 6-5-1		
	氏名	神戸 太郎		
	電話番号	078-331-8181	Eメール	〇〇〇〇〇@〇〇〇〇〇

下記の事業計画のとおり、空き家を社会貢献活動のために活用します。

記

補助制度の名称	空き家活用応援制度（建築家との協働による空き家活用促進補助）			
活用する物件	住居表示	神戸市 〇〇区 〇〇町〇〇丁目〇-〇		
活動の名称	〇〇〇〇〇			
社会貢献活動の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (予定)			
活動の時間 (いずれかに☑)	<input type="checkbox"/> 常時利用	<input checked="" type="checkbox"/> 時間利用	活用日時 (<input type="checkbox"/> 曜日 <input type="checkbox"/> 時~ <input type="checkbox"/> 時)	

次のうち、どの社会貢献活動に該当しますか？
(最も該当するものの文頭に◎を付けてください。)
(それ以外にも該当するものがあれば、その文頭に○を付けてください。)

- 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 社会教育の推進を図る活動
- まちづくりの推進を図る活動
- 観光の振興を図る活動
- 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 環境の保全を図る活動
- 災害救援活動
- 地域安全活動
- 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 国際協力の活動
- 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 子どもの健全育成を図る活動
- 情報化社会の発展を図る活動
- 科学技術の振興を図る活動
- 経済活動の活性化を図る活動

該当する社会貢献活動に◎を付けてください。
複数該当する場合は、最も近い社会貢献活動に◎
それ以外には○を付けてください。

	<input type="checkbox"/> 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 <input type="checkbox"/> 消費者の保護を図る活動 <input type="checkbox"/> その他 ()
社会貢献に関する提案	現状の社会課題をどのように捉えていますか？ (自由に記述してください。行数制限はありません。)
	この社会課題をどのような活動により解決しようとしていますか？ (自由に記述してください。行数制限はありません。)
	この社会貢献活動が、特定の個人や団体だけでなく、社会や地域住民等の福祉や利便の増進にいかんにか貢献することができるかを教えてください。 (自由に記述してください。行数制限はありません。)
	この空き家で行う社会貢献活動を健全に継続していくための運営スキーム等を教えてください。 (自由に記述してください。行数制限はありません。)
物件・デザインに関する提案	改修後のデザイン・魅力やゾーニング（各室のおおまかな使い方のほか、取り組みに活用する範囲も図示）等がわかるスケッチやイメージパース（外観・内部とも）等を添付してください。枚数の制限はありません。 改修前写真と同じアングルが望ましいです。
	この空き家について教えてください。 空き家期間 <input type="checkbox"/> 〇〇 年間 建築年月 <input type="checkbox"/> 〇〇年 <input type="checkbox"/> 〇〇月 この空き家を再生することが有益であることを説明してください。また、この空き家の安全性の確保にどのように取り組みますか？（すでに安全性が確認又は確保できている場合は、そのことを説明してください。） (自由に記述してください。行数制限はありません。)
	この空き家の改修設計はどのような建築士が行いますか？ 氏名 <input type="checkbox"/> 〇〇〇〇設計事務所 <input type="checkbox"/> 〇〇 <input type="checkbox"/> 〇〇 資格 <input checked="" type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士（該当に☑）

	この空き家を持つ魅力や欠点を踏まえうえて、意匠に配慮した、より魅力ある建築物に再生させる工夫を教えてください。 (自由に記述してください。行数制限はありません。) 外観からも空き家活用の魅力や可能性を感じさせる工夫を教えてください。 (自由に記述してください。行数制限はありません。) 省エネの向上や省資源化に関して、具体的にどのような設備（高性能サッシ、断熱材等）や建材（リサイクル建材、アップサイクル建材、リユース建材等）を取り入れるか教えてください。 (自由に記述してください。行数制限はありません。) 上段に書いた内容の分かる図面等を添付してください。 ※以下の情報が確認できるように作成してください。 ・建物全体の開口部の位置 ・高性能サッシを設置する開口部の位置 ・断熱材を施工する範囲 ・建材（リサイクル建材、アップサイクル建材、リユース建材等）を利用する範囲 上述の項目以外で、アピールポイントがあれば自由にお書きください。 (自由に記述してください。行数制限はありません。) 地域への説明 (いずれかに☑) <input type="checkbox"/> 説明済 <input checked="" type="checkbox"/> 説明予定（説明予定時期：令和 〇 年 〇 月） 応募の時点で説明していない場合は、実績報告までに必ず説明してください。
--	---

以上

審査／選定 Screen/Selection



審査基準に基づき公正に審査を行い、交付申請できる事業を選定します。

審査会

- 日時 2026年7月29日(水曜日)
- 場所 三宮国際ビル6階 大会議室 (神戸市中央区浜辺通2-1-30)
- 審査基準 右ページで説明します
- 選定方法 採点の結果、点数の高いものを選定します

※審査会において、事業内容のヒアリングを行いますので出席をお願いします。時間は個別に通知します。なお、応募者多数の場合は、ヒアリングの対象を限定することもあります。

選定結果の通知

2026年8月上旬(予定)に、応募者全員にEメールで通知します。

選定された物件は順次神戸市HPで紹介します。

審査基準 screen criteria

委員が以下の基準に基づき、5段階で採点します。

審査項目	ポイント	配点	
社会貢献に関する審査	課題解決力	当該空き家の属する地域の特性及び課題を的確に把握し、地域の課題または社会課題の解決に資する有効な解決策が提案されているか。	16点
	貢献度・公平性	社会貢献活動の提案は、特定の個人・団体だけでなく、広く市民に還元される優れた内容であるか。	12点
	実現可能性・継続性	提案内容は実現可能性があるか。また長期かつ定期的な取り組みが期待できる。	8点
物件・デザインに関する審査	再生の必要性	当該空き家を再生することが有益であり、また、空き家の安全性の確保に積極的に取り組んでいるか	12点
	デザイン性	当該空き家が持つ魅力や欠点を踏まえたうえで、意匠に配慮した、より魅力ある建築物に再生されることが期待できるか	20点
	波及効果	外観からも建築家との協働による空き家活用の魅力や可能性を感じさせ、ひいては空き家活用の機運を高める一助となりえるものか	20点
SDGsに関する審査	省エネ・省資源	高性能サッシの採用等、建物の断熱性能の向上に取り組みや、使用する建築資材に、リサイクル建材等、サステナブルな建材を積極的に選択し、省エネルギー化、省資源化に努めているか。	12点

表に掲げる審査基準に基づき、「特に優れている(満点)」、「優れている(満点の75%)」、「普通(満点の50%)」、「やや劣っている(満点の25%)」、「劣っている(0点)」の5段階で採点します。また、点数が高い順に候補者を選定するものとし、点数が同じ応募者が複数いる場合は、「課題解決力」と「デザイン性」の点数の合計がより高い方を優先します。ただし、以下の①②場合は選定の対象となりません。

- ① 委員の点数の平均が、65点に満たない場合
- ② 「課題解決力」または「デザイン性」の審査項目それぞれの点数(各委員の平均)が5点に満たない場合

交付申請 Application



- 受付期間 選定の通知 ~ 2026年8月31日(月曜日)
- 提出書類
 - 補助金交付申請書(様式第1号)
 - 事業計画書(様式第1号の2)(スケッチ等を含む)
 - 空き家の所在がわかる位置図
 - 空き家及び空き家が存する土地の所有者がわかる次の書類
 - 公図(地番参考図でも可)
 - 建物の登記事項証明書(原則、発行日から3か月以内のもの)等
 - 土地の登記事項証明書(原則、発行日から3か月以内のもの)等
 - 空き家を賃貸借または使用貸借して活用する場合は、賃貸借契約書等の写し
 - 申請者の他に空き家の所有者がいる場合は、空き家活用承諾書(様式第1号の3)
 - 現況の平面図等
 - 現況の写真(外観および各室の内部)
 - 改修設計を行う建築士の免許証の写し
 - その他市長が必要と認める書類

※応募時に提出した書類(下線のものは、変更が無ければ省略できます)。

- 提出先 神戸市 建築住宅局 政策課 空家空地活用担当
- 提出方法 akiyaakichi@city.kobe.lg.jp

宛にEメールで提出してください。

※一旦ご提出いただき、必要書類や必要事項の不備があれば修正していただく必要があります。不備なく整ってから正式に受け付けますので、余裕をもってご用意ください。

交付決定 Grant decision



交付申請書の受付後、概ね2週間程度で交付を決定し、補助金交付決定通知書をEメールでお送りします。

注意点 Notes



- 「現況の平面図等」は、間取り図のような簡易なものでも構いませんが、対象物件の範囲(特に長屋の場合など)や社会貢献活動に活用する範囲が明確にわかるものをご用意ください。
- 実績報告時には、外観および改修工事を行った箇所(建物内外)の改修前と改修後の写真が必要になります。交付申請の時点で、現況写真を十分に撮っておいてください。また、完成後は隠蔽されてしまう部分の工事中的の写真もできるだけ撮っておいてください。
- 書類提出等の事務を補助事業者以外(建築家など)が行う場合は、事務代行届(参考様式)を提出してください。

交付申請書の記入例

Sample

様式第1号
補助金交付申請書

令和 8 年 5 月 11 日

神戸市長 宛

申請者
住所 〒 651-0083 兵庫県神戸市中央区加納町6-5-1
氏名 神戸 太郎
電話番号 078-331-8181 Eメール ○○○○○@○○○○○
属性 所有者 (予定) 借主 (予定) (いずれかに)

(振込先口座)
金融機関名 神戸中央 銀行 三ノ宮 支店
預金種目 普通 当座 その他 () (いずれかに)
口座番号 1 2 3 4 5 6 7
口座名義 神戸 太郎 ※口座名義は、申請者と同一の名義であること。
(カナ) コウベ タロウ

下記事業について、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

補助制度の名称	空き家活用応援制度 (建築家との協働による空き家活用促進補助)	
補助事業の期間	着手予定年月日 令和 8 年 ○月 ○日 完了予定年月日 令和 9 年 ○月 ○日	<着手予定年月日> 補助対象経費として計上する事業のうち、最も早く着手 (契約も含む) する事業の着手予定年月日を記入してください。
空き家の所在地	住居表示 神戸市 ○○区○○町○○丁目○ 地名地番 神戸市 ○○区○○町○○丁目○○	<完了予定年月日> 補助対象経費として計上する事業のうち、最も遅く完了 (支払いも含む) する事業の完了予定年月日を記入してください。
補助対象経費 ※申請者が法人の場合は税抜金額	合計 10,175,000 円 不動産仲介・登記等 75,000 円 家財整理・処分等 0 円 調査・診断等 500,000 円 改修設計 800,000 円 改修工事 8,000,000 円 工事監理 800,000 円	年度 R8年度 R8年度 R9年度 R9年度

<実施年度>
対象経費ごとに実施する年度を分けることができます。(2カ年度まで)
対象経費ごとに実施する年度を記入してください。
なお、必ず2年に分ける必要はありません。

補助金の額 (低い方に)
 補助対象経費×1/2
※補助事業を2カ年度に分けて実施する場合は、申請年度に実施するものの合計×1/2
 1,002,000 円 (千円未満切り捨て)
 改修工事費 8,000,000 円 (千円未満切り捨て)
 補助金額上限
※前年度と分けて補助事業を実施している場合は、上取額と前年度に交付を受けた補助金額の差額
 5,000,000 円

誓約事項 (確認のうえ)
 ・補助金規則及び補助金交付要綱の規定を遵守し、提出する書類の内容に虚偽はない。
 ・交付申請の時点において空き家である。
 ・一棟の建築物又は長屋の一住戸である。
 ・市長の求めに応じて、当該空き家で行う社会貢献活動について報告し、市が行う広報において事例として紹介されることに協力する。
 ・当該空き家で行う社会貢献活動が地域住民の生活に影響を及ぼすと考えられる場合は、社会貢献活動を開始する前に、当該地域住民に対してその内容や運営方法等を説明し、理解を得ながら社会貢献活動を進める。
 ・建築基準法、都市計画法及び消防法その他関係法令を遵守する。
 ・当該補助事業に対して、この別表に基づく補助金のほかに国又は地方公共団体から補助金の交付を受けない。(ただし、兵庫県が定める補助制度の随伴補助として実施する場合を除く。)
 ・交付申請の時点において当該補助事業にすでに着手しておらず、交付決定の日以降に着手する。
 ・神戸市税を滞納していない。
 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当しない。
 すべての事項について誓約します。

提出書類 (該当に)
 補助金交付申請書 (様式第1号)
 事業計画書 (様式第1号の2) (図面、スケッチ等を含む)
 空き家の所在がわかる位置図
 空き家及び空き家が存する土地の所有者がわかる次の書類
 公図 (地番参考図でも可)
 建物の登記事項証明書 (原則、発行日から3か月以内のもの) の写し等
 土地の登記事項証明書 (原則、発行日から3か月以内のもの) の写し等
 <賃貸借又は使用貸借して活用する場合> 賃貸借契約書等の写し
 <申請者の他に所有者がいる場合> 空き家活用承諾書 (様式第1号の3)

市街化調整区域の空き家の場合、応募に先立って神戸市経済観光局農政計画課及び都市局都市計画課への事前の相談が必要です。
 実施しようとしている計画が市街化調整区域で実現可能なものなのか相談し、その記録を添付してください。

書類提出等の事務を補助事業者以外 (建築家など) が行う場合は、「その他市長が必要と認める書類として、事務代行届 (参考様式) を提出してください。」

千円未満は切り捨てますので、記入いただく金額の末尾は、必ず「000」になります。

最も低いものに忘れずチェックしてください。



Q01.

対象にできる空き家の、元の用途に制限はありますか？
住宅以外の、店舗や工場だった建物でも対象になりますか？

A01.

空き家の従前の用途は制限していませんので、元工場や元店舗であっても対象になります。

Q02.

賃貸借(使用貸借)中の物件であっても、実情として使われていなければ、対象になりますか？

A02.

賃貸借(使用貸借)契約中の物件であっても、居住その他の使用がされていない空き家であれば、対象となります。

Q03.

申請者と設計する建築家が同一人物でも構いませんか？

A03.

補助事業者(申請者)と協働する建築家が同一人物であっても問題ありません。



Q04.

外装工事・内装工事、どちらも補助の対象とできますか？

A04.

「改修工事に要する経費」として、外装・内装どちらの工事も補助の対象とすることができます。

Q05.

改修設計を行う建築士は建築士事務所に所属している必要がありますか？

A05.

建築士の資格を有する方であれば、建築士事務所に所属していなくても構いません。ただし、建築士法上、都道府県知事の登録を受けた建築士事務所に所属していない建築士の方は、設計や工事監理等の報酬を受けることはできませんので、設計に要する経費を補助対象経費には含められません。

Q06.

共同住宅の1階部分の空き店舗は対象となりますか？

A06.

共同住宅については、すべての住戸が空き家となっている場合のみ、対象となります。1階のみが空き家(空き店舗)の場合は、対象とはなりません。



Q07.

改修設計をお願いする建築家を紹介してもらうことはできますか？

A07.

神戸市から紹介することはできませんが、協力いただいている下記の団体で相談が可能です。

一般社団法人 兵庫県建築士事務所協会 神戸支部

〒651-1142 神戸市北区甲栄台4丁目15-11

問合せフォーム：<http://www.kobe-aaf.org/contact/index.html>

紹介いただいた建築家の方に依頼するときは、お願いする内容や条件等をしっかりと相談・確認して、応募の準備に取りかかってください。

Q08.

1つの事業で複数の物件を活用する場合、まとめて1件として申請できますか？

A08.

原則として、1つの物件につき、1件の応募・申請です。また、社会貢献に取り組む一つの事業で複数物件を活用する場合であっても、すべての応募が選定されるとは限りません。